

## インボイス制度について 第2回 適格請求書発行事業者の登録制度

### 1. 登録申請手続



#### (1) 登録申請手続の概要

適格請求書発行事業者の登録を受けようとする事業者は、納税地を所轄する税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出する必要がある。

登録を受けることができるのは課税事業者に限られる。ただし、免税事業者であっても登録を受けようとする課税期間において課税事業者となるときは申請書を提出できる（※免税事業者の登録については下記（5）（6）参照）。

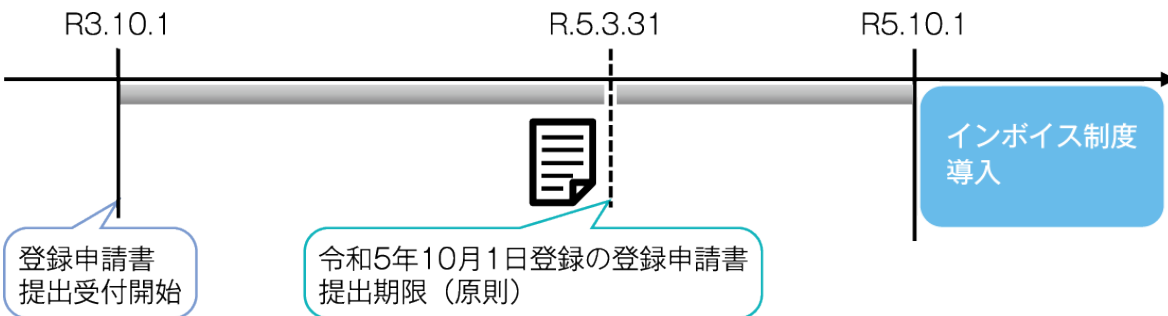
#### (2) 申請から登録までの流れ

税務署による審査を経て、登録された場合は、登録番号等の通知及び公表が行われる。



#### (3) 登録申請のスケジュール

令和3年10月1日から登録受付開始。令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要がある。



#### ☆留意点

- 特定期間の課税売上高等が1,000万円を超えたことにより課税事業者となる場合には、登録申請書の提出期限が令和5年6月30日まで延長される。
- 令和5年3月31日まで（特定期間の判定により課税事業者となる場合は令和5年6月30日まで）に登録申請書を提出することにつき困難な事情がある場合には、その困難な事情を記載した登録申請書を令和5年9月30日までに所轄税務署長に提出して登録を受けたときは、令和5年10月1日に登録を受けたものとみなされる。なお、困難な事情の困難の度合いは問わない。

## (4) 登録申請書の提出方法

登録申請書は、郵送等のほか e-Tax を利用して提出することができる。郵送等により登録申請書を提出する場合の送付先は、各国税局の「インボイス登録センター」となる。

## (5) 免税事業者の登録申請手続等

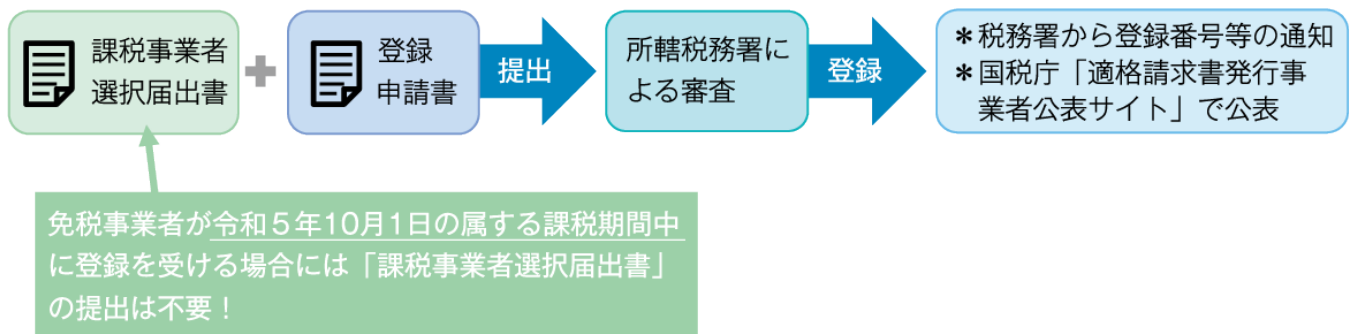
免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けるためには、登録申請手続を行うだけでなく「課税事業者選択届出書」を提出する必要がある。ただし、令和 5 年 10 月 1 日の属する課税期間中に登録を受けることとなった場合には、適格請求書発行事業登録簿に登載された日（以下「登録日」）から課税事業者となる経過措置が設けられているため、「課税事業者選択届出書」の提出は必要ない。

### ● 原則

「課税事業者選択届出書」を提出し、課税事業者を選択するとともに課税事業者となる課税期間の初日の前日から起算して 1 月前の日までに登録申請書を提出する。

### ● 経過措置

免税事業者が令和 5 年 10 月 1 日の属する課税期間中に登録を受ける場合には、「課税事業者選択届出書」の提出は不要となる。



### ☆ 留意点

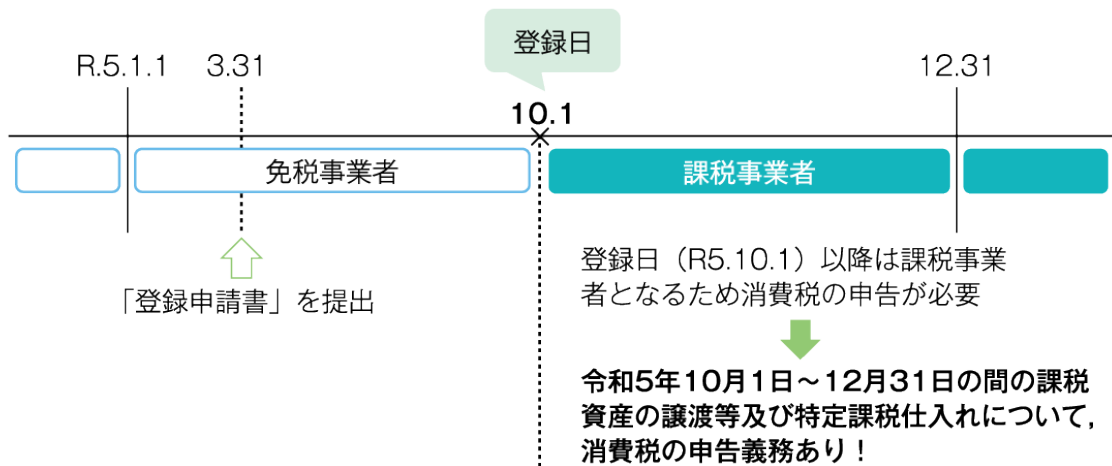
- 適格請求書発行事業業者になると、基準期間の課税売上高が 1,000 万円以下となっても免税事業者とならない。
- 登録を受けるかどうかは事業者の任意。

## (6) 免税事業者の登録上の留意点

### ① 消費税の申告義務

令和 5 年分について免税事業者である個人事業者が、令和 5 年 10 月 1 日から登録を受けた場合、登録日である令和 5 年 10 月 1 日から令和 5 年 12 月 31 日までの期間に行った課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについて、令和 5 年分の消費税の申告が必要となる。

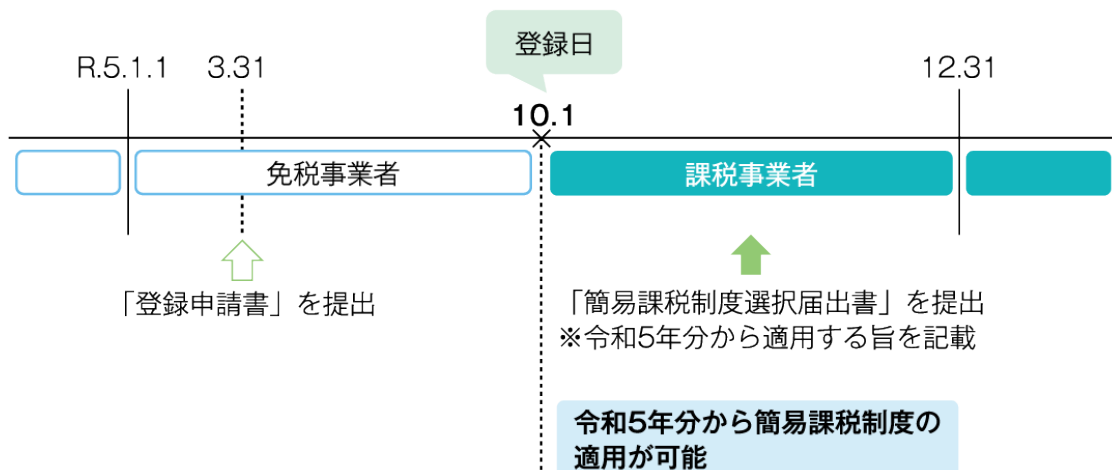
◆免税事業者が令和5年10月1日に登録を受ける場合



② 免税事業者の簡易課税制度の選択

免税事業者が令和5年10月1日の属する課税期間に登録を受け、登録を受けた日から課税事業者となる場合、その課税期間から簡易課税制度の適用を受ける旨を記載した、「簡易課税制度選択届出書」をその課税期間中に提出すれば、期限内（その課税期間の初日の前日）に同届出書を提出したものとみなされる。

◆免税事業者が登録を受けた課税期間から簡易課税制度を選択する場合



## 2. 登録番号の通知等

### (1) 登録の通知

適格請求書発行事業者の登録の通知は、以下の方法で行われる。

申請書の提出方法	通知方法
e-Tax※	メッセージボックスに登録番号等が記載された登録通知書がデータで格納される
上記以外	書面にて登録番号等が記載された登録通知書が送付される

### (2) 登録申請から登録通知までの期間

登録申請書を提出してから登録の通知を受けるまでに見込まれる期間は以下のとおり。

申請書の提出方法	登録から通知までの期間※
e-Tax	2週間程度
書面	1か月程度

### (3) 登録の効力

登録の効力は、通知の日にかかわらず、適格請求書発行事業者登録簿に登載された日（登録日）から生じる。このため、登録日以降の取引については、相手方（課税事業者に限る）の求めに応じ、適格請求書を発行する義務がある。

### (4) 登録番号の構成

区分	番号の構成
法人番号を有する課税事業者（法人）	T + 法人番号
上記以外の課税事業者（個人事業者等）	T + 13桁の数字※

※13桁の数字にはマイナンバーは用いず、法人番号とも重複しない事業者ごとの番号となる。

### (5) 公表

適格請求書発行事業者の情報は、国税庁ホームページ「適格請求書発行事業者公表サイト」において公表される。

「適格請求書発行事業者公表サイト」では、交付を受けた請求書等に記載された登録番号を基にして検索する方法により、適格請求書発行事業者の名称や登録年月日等を確認することができる。

#### 公表情報

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称
- ② 法人の場合、本店又は主たる事務所の所在地
- ③ 特定国外事業者以外の国外事業者の場合、国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地
- ④ 登録番号
- ⑤ 登録年月日
- ⑥ 登録取消年月日、登録失効年月日

なお、今回の記事は、「週刊税務通信」令和3年8月23日(No.3667)より一部抜粋しております。